

審 議 結 果

会 議 名	川口市多文化共生指針策定委員会委嘱書交付式及び第1回委員会
開 催 日 時	平成28年10月20日(木) 10時00分から10時55分
開 催 場 所	川口市立中央図書館7階会議室
出 席 者	辻井委員長 堀田委員、伊藤委員、加藤委員、南部委員、舒委員、阿部委員、 岡崎委員 奥ノ木市長、沢田市民生活部長、渡部課長、竹内課長補佐、 宮川主事補、福山国際交流員、陳国際交流員
議 題	1 委嘱書交付式 (1) 開会 (2) 委嘱書交付 (3) 市長あいさつ (4) 閉会 2 第1回委員会 (1) 開会 (2) 自己紹介 (3) 協議事項 ア 正副委員長の選任について イ 川口市多文化共生指針の改訂について ウ 川口市における外国人住民の現状について (4) その他 (5) 閉会

公開／非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	0名
会議資料	<p>会議次第</p> <p>資料No.1 川口市多文化共生指針策定委員会名簿</p> <p>資料No.2 川口市多文化共生指針策定委員会設置要綱</p> <p>資料No.3 川口市多文化共生指針の改訂について</p> <p>資料No.4 第5次川口市総合計画概要版（写）</p> <p>資料No.5 第5次川口市総合計画基本計画Ⅱ（抄）</p> <p>資料No.6 統計資料</p> <p>別添資料 川口市多文化共生指針改訂版（平成26年度～28年度）</p>
審議経過	別紙のとおり
その他	—

審 議 経 過

1 委嘱書交付式

(1) 開会（10時00分）

(2) 委嘱書交付

- ・ 奥ノ木市長から各委員に委嘱書を交付した。

(3) 市長あいさつ

- ・ 奥ノ木市長より委員委嘱にあたり挨拶を行った。

(4) 閉会（10時15分）

2 第1回委員会

(1) 開会（10時15分）

- ・ 事務局から出席委員数が委員定数の過半数に達しているため、川口市多文化共生指針策定委員会設置要綱第6条第2項の規定により本委員会が成立している旨を報告した。
- ・ 事務局から本委員会は原則公開であるため、次回の会議から傍聴希望者を募集する旨を説明し、了承を得た。
- ・ 会議ごとに会議録を作成し、署名人として委員長及び名簿順に輪番とする旨を説明し、了承を得た。
- ・ 事務局から配布資料について説明した。

(2) 自己紹介

- ・ 各委員自己紹介

- ・ 事務局職員紹介

(3) 協議事項

ア 正副委員長の選任について

○事務局

協議事項の正副委員長の選任について、川口市多文化共生指針策定委員会設置要綱第5条第1項の規定により委員の互選をもって定めることとしている。そこで、第1回委員会であることから、委員の自薦、他薦ではなく事務局からの提案としてよいか。

(「異議なし」との声あり)

○事務局

異議なしとのことなので、委員長には辻井委員、副委員長には熊木委員を提案するが、いかがか。

(「異議なし」との声あり)

○事務局

異議なしとのことなので、委員長は辻井委員、副委員長は熊木委員にお願いする。

○事務局

これ以降の議事進行については、川口市多文化共生指針策定委員会設置要綱第6条第1項の規定により、辻井委員長に議長をお願いする。

○議長

次第(3)協議事項のイ川口市多文化共生指針の改訂について及びウ川口市における外国人住民の現状について、一括して事務局の説明を求める。

○事務局

本市にはかねてより多くの外国人住民が住んでおり、10月1日現在の本市人口595,093人のうち4.9%、29,436人が外国人であり、この人数は、全国の市で三番目に、埼玉県内では第一位となっている。

まず、本市の外国人住民の現状について説明する。

資料6、27ページは、過去10年間の人口の推移を示した表である。全人口は日本人住民、外国人住民の総数を、人数の欄は平成24年までは外国人登録者数、平成25年度以降は住民基本台帳登録者数のうち外国人の数となっている。

平成19年から28年までの推移を見ると、総人口は91,583人、18.3%増、外国人数は10,318人、59.6%増となっている。

なお、平成24年から25年にかけて外国人数の伸びが他の年と比較し低くなっているが、これは平成24年7月9日から、新たな在留管理制度が実施された影響によるもので、制度の改正以降、外国人も住民基本台帳に登録されることとなり、その条件は三か月以上滞在中長期滞在者のみとなった。

29ページは、本年9月1日の統計である。本市の外国人を国別・地域別にみると、およそ60%が中国、以下、韓国、フィリピンとなっている。川口市多文化共生指針改訂版の基礎数値とした平成26年1月1日と比較すると、ベトナムとトルコの増加率が大きくなっている。

また、在留資格別は下表のとおりとなっている。ただし、平成26年6月に公布された改正法により在留資格の区分が変わったので、現状との比較ができない。

地区別の外国人数は、31ページのとおりであり、横曽根地区、芝地区、青木地区と京浜東北線沿線でマンションやアパートなどの共同住宅の多い地区が上位となっている。

33ページは、地区別の外国人を国別・地域別順に示したもので、どの地区も中国が一番であることは変わらないが、2番目以降は地区により異なっていることが分かる。これを地図に落とした資料が、最後のA3版の資料である。

なお、35ページは、埼玉県内及び全国自治体との外国人数の比較で、埼玉県内では第一位、全国では第三位となっている。なお、政令指定都市は四位の大阪市生野区のように、区ごとに統計されている。

本市の外国人住民の状況はこのようになっているが、日本と外国では、当然のことながら、

言語だけでなく、文化や習慣、生活するうえでのルール等が異なっている。そのため、外国人住民が、わが国の文化や地域のルールを理解できないまま生活し、周辺住民と行き違いが生じるなどの問題が起きている。また、逆に私たち日本人が、外国人住民の習慣・文化等を知らないがために誤解しているケースも見受けられる。

そこで、本市では、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い対等な関係で共生する多文化共生の考えを基本に、日本人住民、外国人住民の双方がともに安心して元気に生活できるまちとするための取り組みを進めている。そして、本市でその多文化共生の取り組みを推進していくための道しるべとなるものが、川口市多文化共生指針である。

別添資料の川口市多文化共生指針改訂版のとおり、多文化共生指針は、本編と資料編の2部構成で、資料編は指針改訂にあたり実施したアンケートの結果、委員会設置要綱等となっている。

本編は、第1章から第5章までの5部構成となっており、第1章は指針改訂の目的や見直しの期間について、第2章については人口統計やアンケート調査を基に本市の現状とこれまでの取り組みを踏まえ今後の課題について、第3章では本市が目指すべき多文化共生のあり方について、第4章では第3章で設定した方針を実行するための市の計画・施策について、第5章は第4章の計画を進めるために留意すべき事項について、それぞれ記述している。

本委員会では指針の見直しについてご協議いただくものだが、この本編のうち第3章について、多文化共生を推進するための市の基本的な方針をまずご協議いただくこととなる。

では、続いて資料5ページ、改訂を行う背景等について説明する。

改訂の理由・背景については3点あり、まず(1)の計画期間にあるとおり、現在の指針では見直しの期間を3年としており、改訂時期となったこと。

2点目は、本年4月から、第5次川口市総合計画をスタートさせたことにある。

まちづくりの基本的な方向性を示す市の最上位に位置する長期的な計画を総合計画という。昨年度までは、「緑 うるおい 人 生き活き 新産業文化都市 川口」を将来都市像とする第4次川口市総合計画であったが、本年4月から、第5次川口市総合計画をスタート

させている。

第5次総合計画は、9ページにあるとおり「市民とつくるまちづくり」、「多様な主体の共生共栄」、「多様な市民ニーズに的確に対応する市民福祉の充実」の3点を基本理念と設定し、10・11ページのとおり、「人と しごとが輝く しなやかで たくましい都市 川口」を将来都市像に、6つのめざす姿を定めている。このめざす姿の一つ、めざす姿Ⅱ 子どもから大人まで個々が輝くまちの施策4 互いに尊重・理解し合う環境づくりに多文化共生を位置付けている。資料5、24・25ページを見ると、施策4 互いに尊重・理解し合う環境づくりでは、さまざまな交流や啓発の機会を設け、誰もがお互いを尊重・理解し合える環境を整え、人権を尊重し、差別のない、みんなで支え合うまちをめざすことを基本方針に、3つの施策単位を掲げており、そのうちの③国際理解・交流の推進が該当部分となる。

また総合計画では、基本計画の計画期間を前期・後期各5年としていることから、川口市多文化共生指針の見直しの期間も、総合計画の進捗と整合性を取るため、これまでの3年から5年に変更させていただく。

最後の3点目は（3）にあるとおり本市を取り巻く社会経済情勢が変化したことにある。日本政府観光局の統計によると、平成27年の訪日外客数は約1,973万7千人、前年度対比47.1%増となっている。これは、東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を契機に、経済の持続的な成長戦略として、インバウンド消費の拡大を目指しており、その一環として、ビザの発給要件の緩和などを行った影響と考えられる。

また、資料6でご説明したとおり、本市に居住する外国人の国籍も多様化している。

これらの状況を踏まえ、計画を改訂するものである。

6ページは、国、埼玉県、川口市の指針・計画の状況についてだが、国では平成17年に多文化共生の推進に関する研究会を設置し、地域における多文化共生施策の推進について総合的・体系的に検討を行い、平成18年3月7日に多文化共生の推進に関する研究会報告書を、同月27日には、都道府県及び市区町村が地域の実状と特性を踏まえた多文化共生指針等を策定するためのガイドラインとして地域における多文化共生推進プランを示している。

これを受けて、埼玉県では平成19年12月に埼玉県多文化共生推進プランを、本市では平成24年2月に川口市多文化共生指針を策定し、その後、県、本市とも、多文化共生事業の進展や社会状況の変化等を踏まえ、それぞれの計画を改訂し、現在に至っている。

また、現在、県では、計画期間を平成29年度から平成33年度とする新たな多文化共生推進プランを策定中であり、10月31日まで県民コメントを募集しているところである。

そこで、本委員会では、本市の実状や地域の特性、社会状況等の変化を踏まえ、川口市多文化共生指針改訂版14ページの第3章についてご協議いただく。

また、第4章の施策については、市各部局が担当するものだが、意見をいただきたい。

ご協議いただくためには、第2章にある現状と課題が必要となる。現状のうち、人口統計については資料6のとおりだが、もう一方の資料となるアンケートについては、11月に実施し、次の委員会で集計結果をご提示させていただく予定としている。なお、アンケート項目については、前回調査との比較を行うため、指針改訂版60ページと同様としている。

○議長

ただいまの説明について、質問・意見はあるか。

(「なし」との声あり)

○議長

質問・意見がないので、最後に(5)その他について事務局から何かあるか。

○事務局

次回の会議については、委員長と調整し、決まり次第ご案内する。

○議長

委員から何かあるか。

(「なし」との声あり)

○議長

なしとのことなので、これで議長の任を降り、進行を事務局に戻す。

○事務局

これをもって、第1回委員会を終了する。

(6) 閉会 (10時55分)

会議の内容については、以上のとおりです。

平成28年10月27日

川口市多文化共生指針策定委員会委員長

(辻井委員長署名)

川口市多文化共生指針策定委員会委員

(堀田委員署名)